

# 令和2年度3月定例教育委員会資料

令和3年3月22日(月曜日)

奄美市教育委員会

# 令和2年度 3月定例教育委員会

開会の日時：令和3年3月22日(月曜日) 午後4時00分～5時00分

会議の場所：本庁舎7階第一委員会室

出席した委員及び事務局職員等の氏名

教 育 長	要 田 憲 雄	教 育 部 長	福 長 敏 文
		総 務 課 長	徳 永 恵 三
教育長職務代理	恵 上 イ サ 子	学 校 教 育 課 長	末 吉 正 承
		生 涯 学 習 課 長	大 庭 勝 利
委 員	元 井 孝 信	文 化 財 課 長	久 伸 博
		ス ポ ー ツ 推 進 課 長	大 山 茂 雄
委 員	西 正 和	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	井 上 裕 之
		住 用 地 域 教 育 課 長	宅 間 道 和
		笠 利 地 域 教 育 課 長	丸 田 宗 八 郎
		総 務 課 係 長	夜 差 崇 朗
		文 化 係 長	久 保 田 貴 美 人

会議の順序

## 1 開 会

## 2 議 事

(1) 「2月定例教育委員会議事録の承認」について

(2) 委員、教育長等の業務報告について

(3) 議案第14号「奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱の制定」について

議案第15号「奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定」について

議案第16号「奄美市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定」について

議案第17号「奄美市教育委員会事務局等文書取扱規定の一部を改正する訓令の制定」について

議案第18号「奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定」について

議案第19号「鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金交付要綱の制定」について

議案第20号「奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定」について

## 3 その他

## 議案第 14 号

### 奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱の制定について

奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則(平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号) 第 10 条の規定により議決を求める。

令和 3 年 3 月 22 日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

### 奄美市高校生遠距離通学費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、奄美市内に居住する者が養育する子が高等学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める高等学校をいう。以下同じ。)に就学した場合において、その通学が困難であるときに、その通学に要する費用の一部を補助するため、奄美市高校生遠距離通学費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奄美市補助金等交付規則(平成 18 年奄美市規則第 40 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### (補助対象者)

第 2 条 補助の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、奄美市内の高等学校に在学する生徒のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が特に認めた者については、この限りでない。

(1) 生徒が奄美市内に住所を有し、「居住地の最寄りのバス停」から「通学する高等学校の最寄りのバス停」までの定期バスを利用している生徒で、その利用距離が9.0キロメートル以上であること。

(2) 当該生徒の保護者が奄美市内に住所を有していること。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、定期券の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 補助対象者は、前項の補助金の請求及び受領を乗合バス事業者に委任するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに申請しなければならない。

(1) 委任状(別記第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助の対象期間は、1学年につき12か月以内とする。ただし、修学年限の最終学年にあっては、1学年につき11か月以内とし、3月を除くものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により補助対象者に通知するものとする。なお、必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条に規定する通知を受けた補助対象者から委任を受けた乗合バス事業者が補助金の交付の請求をしようとするときは、奄美市高校生遠距離通学費補助金交付請求書(別記第4号様式)に別に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払戻しを受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当であると市長が認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

議案第15号

奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年3月22日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則

奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第10号」を「第10条」に改める。

第25条第1項の表教育部の項課の欄中「総務課」を「教育総務課」に改める。

別表第1中「総務課」を「教育総務課」に改める。

別表第2地域教育課の項係及び事務分掌の欄中「奄美市笠利町学校給食センター」を「奄美市立笠利学校給食センター」に改める。

別表第3中「奄美市立笠利町学校給食センター」を「奄美市立笠利学校給食センター」に改める。

別表第4中「奄美市立笠利町学校給食センター運営委員会」を「奄美市立笠利学校給食センター運営委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第16号

奄美市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年3月22日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

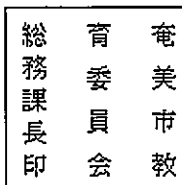
奄美市教育委員会公印規則（平成18年奄美市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務課長」を「教育総務課長」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「総務課長」を「教育総務課長」に、「すべて」を「全て」に改める。

第7条中「総務課長」を「教育総務課長」に改める。

別表中「総務課長」を「教育総務課長」に、「奄美市教育委員会事務局総務課長印」を「奄美市教育委員会事務局教育総務課長印」に、

「



」を「



奄美市教育委員会  
 総務課  
 事務局長印

」に、

「

奄美市教育委員会事務局 笠利教育支所地域教育課長印	古印体	方21	奄美市教育委員会笠利支所地域教育課長印	笠利教育支所地域教育課長	公文書用	1
奄美市教育委員会事務局 笠利教育支所生涯学習課長印	古印体	方21	奄美市教育委員会笠利支所生涯学習課長印	笠利教育支所生涯学習課長	公文書用	1

」を「

奄美市教育委員会事務局 笠利教育支所地域教育課長印	古印体	方21	奄美市教育委員会笠利支所地域教育課長印	笠利教育支所地域教育課長	公文書用	1
------------------------------	-----	-----	---------------------	--------------	------	---

」に、「

奄美市立○ ○小学校附 属幼稚園長 印	古印体	方21	奄美市立 ○美 ○学 ○附 ○小 ○学 ○校 ○附 ○属 ○幼 ○稚 ○園 ○長 ○印	園長	公文書 用	6
奄美市立○ ○幼稚園印	古印体	方45	奄美市 ○美 ○市 ○幼 ○稚 ○園 ○印	園長	修了証 書用	1
奄美市立○ ○幼稚園長 印	古印体	方21	奄美市立 ○美 ○市 ○幼 ○稚 ○園 ○長 ○印	園長	公文書 用	1

」を「

奄美市立○ ○小学校附 属幼稚園長 印	古印体	方21	奄美市立 ○美 ○学 ○附 ○小 ○学 ○校 ○附 ○属 ○幼 ○稚 ○園 ○長 ○印	園長	公文書 用	6
------------------------------	-----	-----	--	----	----------	---

」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

議案第17号

奄美市教育委員会事務局等文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について

奄美市教育委員会事務局等文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年3月22日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教育委員会事務局等文書取扱規程の一部を改正する訓令

奄美市教育委員会事務局等文書取扱規程（平成18年奄美市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「文書」を「次の各号に掲げる文書」に改め、「（別記第1号様式）」を削り、「の次に掲げる該当字句を○で囲まなければならない」を「に該当各号の職名を記入しなければならない」に改め、同条第1号中「市」を「市長」に改め、同条第2号中「副」を「副市長」に改め、同条第3号中「教」を「教育長」に改め、同条第4号中「部」を「部長」に改め、同条第5号中「課」を「課長」に改める。

第4条第1項中「総務課長補佐，総務課長」を「教育総務課長補佐，教育総務課長」に改め、同条第2項中「副」を「副市長」に改める。

第5条第1項中「伺書（別記第1号様式）によらなければならない」を「文

書管理システムにより行うものとする」に改め、同項ただし書中「一定の簿冊で処理できるもの又は定例的なもの若しくは軽易な事件の処理については、便宜の方法により伺書に代え処理することができる」を「他の方法によることが効率的である場合その他文書管理システムによることが適当でない場合は、この限りでない」に改め、同条第2項中「するときは、」の次に「伺書（別記第1号様式）を用い、」を加え、同項第2号中「漢字」の次に「（常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）に掲げる漢字をいう。）」を、「現代仮名遣い」の次に「（昭和61年内閣告示第1号）」を加える。

第7条第1項中「教育委員会事務局総務課長」を「教育委員会事務局教育総務課長」に、「奄美市教育委員会事務局総務課」を「教育委員会事務局教育総務課」に、「地方自治法第15条の規定により制定するもの」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により制定するもの」と、「奄美市規則」とあるのは「奄美市教育委員会規則」と、「奄美市訓令」とあるのは「奄美市教育委員会訓令」と読み替え、別表第2第2章第1節、第2節、第3章及び第4章の公用文の書式及び文例中「奄美市長」とあるのは「奄美市教育長」と、同表第5章から第7章までの公用文の書式及び文例中を「読み替え、規程別表第1及び別表第2（第1章及び第7章第2節を除く。）中「地方自治法第15条の規定により制定するもの」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により制定するもの」と、「奄美市規則」とあるのは「奄美市教育委員会規則」と、「奄美市告示」とあるのは「奄美市教育委員会告示」と、「奄美市訓令」とあるのは「奄美市教育委員会訓令」と、」に改め、同条第2項中「同項第2号中「市名」の次に「支所又は部名」を、「奄教」と」の次に「地域総務課においては「総」を使用する」とあるのは「地域教育課においては教育支所名の頭字及び「教」を使用する」とを、「第25号」の次に「とあるのは「奄教教第12号」と、」を加え、

「奄産商第12号」を「奄住総第12号」に、「奄教総第12号」を「奄住教第12号」に、「指令奄教総第5号」を「指令奄教教第5号」に改め、「同項第3号中「奄総財第30号の2」とあるのは「奄教総第30号の2」と」を削り、「指令奄教総第〇号」を「指令奄教教第〇号」に、「別記第1号様式中「総務課備付け」とあるのは「教委事務局及び各教育支所各課備付け」と、「奄美市役所」とあるのは「市教委 課」を「別記第3号様式中「奄美市」とあるのは「市教委」」に、「読み替え、「受付」とあるのは空白にするものとする。」を「読み替えるものとする。」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

伺 書		保存年限	分 類 番 号				
決 裁 区 分	取 扱 区 分			合  議			
市 長	副 市 長	教 育 長	教 育 部 長				
指示及び参考事項	教育総務課		教育総務課長補佐	主管課長	課長補佐	係 長	係
	公印押印承認		起案者	内線			
				( )			
あて名	発信者名			起 案	年 月 日		
	市・副 教・部・課			決 裁	年 月 日		
				施 行	年 月 日		
(件 名)							



第3号様式（第6条関係）

電話口頭処理用紙

受信日	受信時		年 月 日		発信者		受信者						
	時	分	時	分	市長	副市長	総務部長	教育長	教育部長	教育総務課長	教育総務課長補佐	企画総務係長	係

1 件名

2 内容

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。



## 議案第18号

奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
の制定について

奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年3月22日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱の一部を改正する要綱

奄美市各種スポーツ競技大会出場補助金交付要綱（平成21年奄美市教育委員会告示第87号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払申請書（別記第6号様式）に請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払することが適当であり、かつ、財政経理上支障がないと認めたときは、補助金交付決定額の範囲内において補助金等を交付する。

別記第5号様式の次に次の様式を加える。

別記第6号様式(第10条関係)

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

奄美市長 殿

補助事業者 印

年度各種スポーツ出場補助金概算払申請書

年 月 日付け 第 号で補助金等交付決定のあった上記事業補助金を、下記のとおり、概算払くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

一金 円

事業費	補助金	概算払 受領金額	今回概算 払申請額	残額
円	円	円	円	円

概算払を必要とする理由

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 19 号

鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金交付要綱の制定について

鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金交付要綱を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成 18 年奄美市教育委員会規則第 1 号）第 10 条の規定により議決を求める。

令和 3 年 3 月 22 日提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、第 2 条に定める対象者に、同条で定める補助金を支給することにより、鹿児島県立大島北高等学校（以下「北高」という。）の教育活動を支援し、もって学校存続対策に寄与することを目的とする。

（補助金の種類、額及び対象者）

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において次の各号に掲げる補助金を、それぞれ当該各号に定めるものに対して支給する。ただし、第 2 号から第 3 号までの補助金に関しては、北高学校長を経由して支給する。

(1) 大島北高等学校教育振興協議会運営補助金については、大島北高等学校教育振興協議会（以下「協議会」という。）に対し、運営補助金として年 30 万円を限度として支給する。

(2) 下宿等補助金については、奄美市笠利町の区域内に借家、間借り等をしている生徒（以下「下宿生等」という。）に対し、1人につき月額1万5,000円を限度として支給する。

(3) 指導者補助金については、市長が必要と認める北高の部活動の指導者に対し、1時間当たり1,000円の謝金及び各種大会出場時の旅費実費を支給する。

(届出)

第3条 下宿生等は、下宿等届（別記第1号様式）を毎年度4月中（年度の途中に下宿生等に該当することとなった生徒は、該当することとなった日の属する月の翌月まで）に学校長に届け出なければならない。

(補助金申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金交付申請書（別記第2号様式）を次の各号に定める期日までに、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 大島北高等学校教育振興協議会運営補助金については、収支予算書（収支精算書）（別記第3号様式。以下この項において「収支予算書」という。）と総会資料の写しを添付の上、協議会総会終了後、速やかに提出すること。

(2) 下宿等補助金については、収支予算書及び下宿等契約書の写しを添付の上、学期ごとに5月末、9月始め、2月末までに提出すること。ただし、3学年時の3学期については1月末までに提出すること。

(3) 指導者補助金のうち、指導者謝金分については、収支予算書及び指導者業務予定表を添付の上、学期ごとに5月末、9月始め、2月末までに提出すること。ただし、各種大会出場時の旅費実費分については、収支予算書及び予定される旅費明細を添付の上、大会開催1週間前までに提出すること。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金交付決定通知書（別記別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（補助金の実績報告及び請求）

第6条 補助金の対象者は、事業が完了したときは、鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金実績報告書（別記第5号様式）と鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金請求書（別記第6号様式）を次の各号に定める期日までに、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 大島北高等学校教育振興協議会運営補助金については、収支精算書（別記第4号様式）及び年度末の決算状況が分かる書類を添付の上、毎年度の末日までに提出すること。

（2） 下宿等補助金については、収支予算書（収支精算書）（別記第3号様式。以下この項において「収支精算書」という。）及び鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金受給台帳（下宿等補助金）（別記第7号様式（その1））の写しを添付の上、学期ごとに7月末、12月末、3月末までに提出すること。ただし、3学年時の3学期については2月末までに提出すること。

（5） 指導者補助金のうち、指導者謝金分については、収支精算書と鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金受給台帳（指導者補助金一謝金）（別記第7号様式（その2））の写しを添付の上、学期ごとに7月末、12月始め、3月末までに提出すること。ただし、各種大会出場時の旅費実費分については、大会終了後、収支精算書及び旅費支給明細を添付の上、速やかに、提出すること。

（補助金の支給方法等）

第7条 各補助金の支給については、前条の規定による請求書が提出された後、速やかに、支給する。

2 補助金の支給を受けるものが、概算払いを受けようとするときは、鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金概算払申請書（別記第8号様式）に請求書及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、概算払いすることが適当であると認めたときは、補助金交付決定額の範囲内において、補助金を交付する。

（受給台帳の整備）

第8条 北高等学校長は、補助金の支給及び受給に係る証拠書類として、第6条に規定する鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金受給台帳を整備し、保管しなければならない。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 鹿児島県立大島北高等学校生徒通学費等補助金交付要綱（平成19年奄美市教育委員会告示第1号）は、廃止する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

大島北高等学校長 殿

学年 科 年 組  
生徒氏名  
保護者氏名 印

下 宿 等 届

下記のとおり、下宿等をしますのでお届けします。

記

1 現住所

2 下宿等金額（月額） 円

添付書類 下宿等の契約書の写し

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

奄美市長 殿

申請者 住 所  
名 称  
代表者 印

年度鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援  
補助金交付申請書

年度における鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金のうち、下記の事業に要する費用について、補助金の交付を受けたいので、大島北高等学校教育活動支援補助金交付要綱第4条の規定により申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 事業内容
- 3 事業経費の配分
- 4 事業完了の予定期日



第3号様式（第4条，第6条関係）

収支予算書（収支清算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
市 補 助 金					
受益者負担					
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (精 算 額)	前年度予算額 (予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
計					

第4号様式（第5条関係）

第 年 月 日  
号

奄美市長 殿

年度鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援  
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったことについては、鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 事業内容

2 補助金交付決定額 一金 円

第5号様式（第6条関係）

第 年 月 日  
年 月 日

奄美市長 殿

年度鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援  
補助金実績報告書（ 補助金）

年 月 日付け 第 号の交付決定に基づき、上記事業を実施した  
ので、鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金交付要綱第6条の規定により、下記  
の関係書類を添えてその実績を報告します。

記

- 1 収支清算書
- 2 その他

第 6 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

奄美市長 殿

申請人 印

年度鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援  
補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、  
県立大島北高等学校教育活動支援補助金を、下記のとおり請求します。

年度鹿児島

記

一金 円

ただし、 として





第 8 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

奄美市長 殿

年度鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援  
補助金概算申請書（ 補助金）

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった、 年  
度鹿児島県立大島北高等学校教育活動支援補助金を、下記のとおり、概算払くださるよう  
関係書類を添えて申請します。

記

一金 円

事業費	補助金	概算払額	今回概算額	残額
円	円	円	円	円

概算払を必要とする理由

議案第20号

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について

奄美市教職員住宅管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第8号）の一部を次のように制定したいので、奄美市教育委員会の行政組織等に関する規則（平成18年奄美市教育委員会規則第1号）第10条の規定により議決を求める。

令和3年3月22提出

奄美市教育委員会教育長 要田 憲雄

奄美市教職員住宅管理規則の一部を改正する規則

奄美市教職員住宅管理規則（平成18年奄美市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表2 住用町管内の項中第3項を削り、第4項から第15項までを1項ずつ繰り上げ、同表中

「

住用町管内小計：15棟	16	—	—	—	—	—
-------------	----	---	---	---	---	---

」を

「

住用町管内小計：14棟	15	—	—	—	—	—
-------------	----	---	---	---	---	---

」に

改める。

別表中 3 笠利町管内の表中第1項を削り、第2項から第28項までを1項ずつ繰り上げ、同表中

「



29	令和 元 年 度	奄美市笠利 町大字笠利 313番地	1	26,000	80.00	木造平屋建 て	学校施設 環境改善 交付金	笠利小
笠利町管内小計:29棟			47	-	-	-	-	-

」を

28	令和 元 年 度	奄美市笠利 町大字笠利 313番地	1	26,000	80.00	木造平屋建 て	学校施設 環境改善 交付金	笠利小
29	令和 2年 度	奄美市笠利 町大字節田 1708番地16	1	26,000	84.00	木造平屋建 て	学校施設 環境改善 交付金	節田小
笠利町管内小計:29棟			47	-	-	-	-	-

」に

改める。

#### 附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。